

秋季全国火災予防運動
11月9日(水)～15日(火)

【平成28年度防火標語】

消しましょう その火その時
その場所で

空気が乾燥し、火を使う機会が増えることから、火災が発生しやすい時期を迎えます。また、火災が発生しやすくなりますのでゴミ焼きを行わないでください。

◆火災予防の3つの習慣

- 寝たばこは絶対しない。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

◆火災予防の4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具・衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さくうちに消すために、消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協働体制を作る。

◆住宅用火災警報器の設置と管理

消防法により、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。皆さんの命や財産を住宅火災から守るため、住宅用火災警報器を設置し、日ごろから点検を行い、適正な管理に努めてください。

▼消防課

☎23・4074 FAX23・0180

消防訓練に伴う立ち入り制限にご協力を

日時／場所：【11月18日(金)午前9時～正午】 泉福寺周辺(山田町) および渥美運動公園多目的広場【11月25日(金)午後3時～7時】 白谷海浜公園芝生広場周辺 内容：訓練中騒音が発生／安全のため立ち入り制限を実施

▼消防署

☎23・4075 FAX23・2440

全国一斉女性の権利ホットライン強化週間

DV、セクハラ、ストーカー行為などといった人権問題に

関する相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

期間：11月14日(月)～20日(日) 時間：【月～金】午前8時30分～午後7時【土・日】午前10時～午後5時 ※通常は、平日午前8時30分～午後5時15分

*女性の権利ホットライン
相談専用電話
☎(0570)070・810

▼名古屋法務局人権擁護部
☎(052)952・8111

「雇うことは、加入すること」労働保険

労働者(アルバイトなどを含む)を一人でも雇用している事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。(農林水産の一部の事業は除く)

また、加入している事業所で働いている方は、一定の要件のもと次の給付を受けることができます。

- 不慮の業務災害・通勤災害・

失業給付

●賃金低下している状態で勤務継続している高齢者に対する給付

- 育児・介護休業給付
- 職業に関する教育訓練給付など

▼豊橋公共職業安定所適用課
☎(0532)810377

▼豊橋労働基準監督署労災課
☎(0532)541194

愛知県最低賃金の改正

愛知県最低賃金が10月1日から時間額845円に改正されました。

愛知県の特定(産業別)最低賃金(7業種)についても、改正が予定されています。今後の改正状況に注意してください。

▼豊橋労働基準監督署
☎(0532)541192

オストメイトの集い

対象：オストメイト(人工肛門・人工膀胱の保有者)とその家族 日時：12月3日(土)午後1時30分～4時 場所：豊橋市総合福祉センターあいトピア

赤羽根図書館 工作教室
「しんぶんしでお正月あそび」

日時 12月18日(日) 13:30～
場所 赤羽根図書館
定員 8名(先着順)
申込 12月1日(日) 10:00から、直接・電話にて

▶赤羽根図書館 ☎45-3426

寄付

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼9月29日、田原パシフィッククロアティッククラブ会長 富田政彦様から田原市内小学校の読書振興のため、絵本206冊。

内容：【講演1】医師の立場から「講師」佐藤健氏(豊橋医療センター統括診療部長) 【講演2】看護師の立場から「講師」足立美恵子氏(豊川市民病院皮膚・排泄ケア認定看護師) 参加料：無料

▼つじの会 東三河オストメイトの会田原支部(鈴木)
☎223347